三　女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を製錬事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等を含む。）、加工事業者（法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等を含む。）、試験研究用等原子炉設置者（法第四十三条の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十四第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。）、使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。）、再処理事業者（法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等を含む。）、廃棄事業者（法第五十一条の二十六第一項に規定する旧廃棄事業者等を含む。）、使用者（法第五十七条の七第一項に規定する旧使用者等を含む。）、受託貯蔵者、核原料物質使用者及び国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項の許可を受けた者であって法第五十七条の八第一項第三号の核原料物質以外の核原料物質である国際規制物資を使用するものに限るものとし、法第六十一条の九の三第一項に規定する旧国際規制物資使用者等を含む。）（以下この条において「製錬事業者等」という。）に書面で申し出た者並びに次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト

四　妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により製錬事業者等が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて一ミリシーベルト

2　製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第三条第六号イ、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二ハ、再処理規則第十条第一項第一号、実用炉規則第七十九条第一項第一号、第二種埋設規則第十五条第一項第一号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第一号、貯蔵規則第三十条第一項第一号、研開炉規則第七十四条第一項第一号、受託貯蔵規則第二条第八号イ並びに第一種埋設規則第五十四条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、等価線量について次のとおりとする。

一　眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト

二　皮膚については、一年間につき五百ミリシーベルト

三　前項第四号に規定する女子の腹部表面については、同号に規定する期間につき二ミリシーベルト

（放射線業務従事者に係る濃度限度）

第六条　試験炉規則第八条第一項第二号、核燃料物質使用規則第三条第六号ロ、加工規則第七条の三第一項第二号、核原料物質使用規則第二条第五号ロ、再処理規則第十条第一項第二号、実用炉規則第七十九条第一項第二号、第二種埋設規則第十五条第一項第二号、廃棄物管理規則第二十八条第一項第二号、貯蔵規則第三十条第一項第二号、研開炉規則第七十四条第一項第二号、受託貯蔵規則第二条第八号ロ及び第一種埋設規則第五十四条第一項第二号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

一　放射性物質の種類（別表第一に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて第四欄に掲げる濃度

二　放射性物質の種類が明らかで、かつ、空気中に二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

三　放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、別表第一の第四欄に掲げる濃度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いもの

四　放射性物質の種類が明らかで、かつ、当該放射性物質の種類が別表第一に掲げられていない場合にあっては、別表第二の第一欄に掲げる放射性物質の区分に応じて第二欄に掲げる濃度

五　外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入摂取するおそれがある場合にあっては、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による一年間の実効線量の五十ミリシーベルトに対する割合と空気中の放射性物質の濃度のその放射性物質についての前各号の濃度に対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度

（緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度）

第七条　試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第八条第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項、受託貯蔵規則第四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について三百ミリシーベルトとする。

2　前項の規定にかかわらず、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により次のいずれかの事象が発生した場合の試験炉規則第八条第二項、核燃料物質使用規則第八条第二項、加工規則第七条の三第二項、再処理規則第十条第二項、実用炉規則第七十九条第二項、第二種埋設規則第十五条第二項、廃棄物管理規則第二十八条第二項、貯蔵規則第三十条第二項、研開炉規則第七十四条第二項及び第一種埋設規則第五十四条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。

一　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

二　原子力災害対策特別措置法施行令第六条第三項第一号若しくは第二号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第四項第一号から第三号までのいずれかの事象

三　次の表の上欄に掲げる原子力事業者の原子炉の運転等のための施設の区分に応じ、同表下欄に掲げる事象

上欄	下欄
イ　沸騰水型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省令・経済産業省令第二号。以下「通報事象等規則」という。）第七条第一号の表イ(3)、(7)、(8)、(13)及び(14)並びに第十四条の表イに規定する事象
ロ　加圧水型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	通報事象等規則第七条第一号の表ロ(5)から(7)まで、(12)及び(13)並びに第十四条の表ロに規定する事象
ハ　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	通報事象等規則第七条第一号の表ハ(5)から(7)まで、(11)及び(12)並びに第十四条の表ハに規定する事象
ニ　試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及びその附属設備（以下「試験研究用等原子炉施設」という。）のうちナトリウム冷却型高速炉に係る施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	通報事象等規則第七条第一号の表ニ(5)から(7)まで及び第十四条の表ニに規定する事象
ホ　試験研究用等原子炉施設（ニに掲げるものを除く。）	通報事象等規則第七条第一号の表ホ及び第十四条の表ホに規定する事象